

中小企業庁 令和元年度 被災小規模事業者再建事業

持続化補助金台風19号型

➤ 経営計画に基づいて実施する事業再建の

取り組みに対し**200万円**を上限に補助金
(補助率:2/3)が出ます

※ 補助金200万円の申請エリアは宮城県、福島県、栃木県、長野県の方

- ・「令和元年度台風19号」による暴風雨により、自社の事業用資産に損壊等の被害が生じた、若しくは「令和元年度台風19号」に起因して売上減少(一定の要件があります。)の被害が生じた事業所が対象です。

➤ 計画の作成の際、

商工会議所の指導・助言を受けられます

《事業再建となる取組の例》

- ①事業再建の取組みのための車両の購入
- ②事業再建の取組みに必要となる機械等の購入
- ③店舗改装(小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む。)
- ④新商品等を陳列するための陳列棚や什器等の備品の購入
- ⑤商品サービスを訴求するためのチラシ、冊子、パンフレット等の制作

※ 本事業は、早期の事業再建に向けた経営計画に基づく、小規模事業者による事業再建の取組みを支援するものです。事業再建とは関係のない復旧、買換え費用に対する補助ではありません。

お問合わせ先

宇都宮商工会議所 経営支援部

〒320-0806 栃木県宇都宮市中央3丁目1番4号

電話:028-637-3131

被災小規模事業者再建事業「持続化補助金台風19号型」事務局
(申請書類の提出先)

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-7-1 有楽町電気ビル北館19階
電話:03-6268-0088 [9:00~12:00、13:00~17:00(土日祝日、年末年始除く)]

URL:<http://www.shokokai.or.jp/saiken/>

【概要】

※詳細は全国商工会連合会ホームページに掲載する公募要領等をご確認ください。

◆補助対象者

商工会議所の管轄地域内で事業を営んでいる小規模事業者[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条を準用]

| | |
|---------------------|-------------------|
| 商業・サービス業(宿泊業・娯楽業以外) | 常時使用する従業員の数 5人以下 |
| サービス業のうち宿泊業・娯楽業 | 常時使用する従業員の数 20人以下 |
| 製造業その他 | 常時使用する従業員の数 20人以下 |

◆対象者

- ・令和元年台風第19号の被害を受けた小規模事業者
- ・早期の事業再建に向けた計画を策定している方

◆補助対象経費

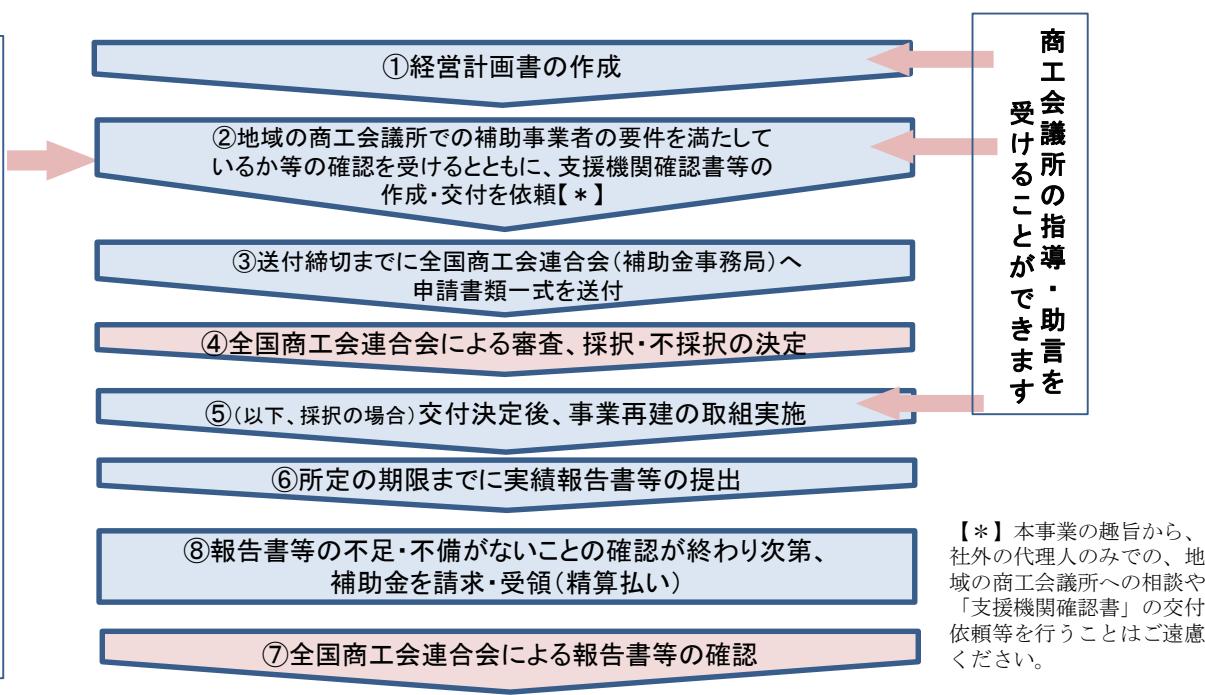
機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費、設備処分費、委託費、外注費

◆補助率・補助額

- ・補助率 補助対象経費の2/3以内
- ・補助額 上限200万円(※当所管轄内事業所【旧宇都宮市、】の方)

◆申請から補助金受領までの基本的な手続の流れ

ま十和成宇
す分ニ二都
に年助宮
余一言商
月・工
をも支
つて援
が確
お締
と付
お早
めに付
願い
ますの
で、令
いいた
し



◆手続きの期限等

| | 持続化補助金台風19号型 補助金 |
|---|-----------------------------|
| 1 申請受付開始 | 2019年 12月17日 (火) |
| 2 宇都宮商工会議所で提出書類一式の確認および支援機関確認書(様式3)の発行(上記②) | 2020年 1月14日 (火) |
| 3 全国商工会連合会(補助金事務局)への申請書類一式の送付締切(上記③) | 2020年 1月17日 (金) 【最終日当日消印有効】 |
| 4 採択結果公表 | 2020年 2月上旬頃予定 |
| 5 補助事業の実施期限 | 交付決定通知受領後から2020年2月25日(火)まで |